

県内流通食品の検査結果②

山形県では、食品衛生監視指導計画に基づき、衛生研究所や食肉衛生検査所において、県内流通食品の安全性を確保するために様々な検査を行っています。

本号では、**残留有害物質と放射性物質の検査結果**をお伝えします。

1 残留有害物質検査結果について

食肉や鶏卵、養殖魚など161検体について、動物用医薬品として用いられる抗生物質等の残留検査を実施。全て不検出でした。

品目	検体数	検査結果
豚肉（筋肉）	106	 全て不検出 食品衛生法の 基準に適合 
牛肉（筋肉）	18	
鶏卵	11	
養殖魚	8	
（コイ）	（5）	
（アユ）	（2）	
（イナ）	（1）	
生乳	7	
はちみつ	5	
食鳥肉	6	
計	161	

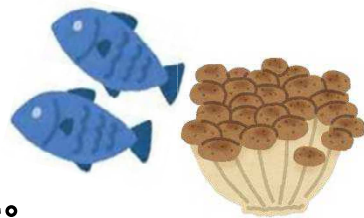
残留有害物質の基準とは？

▷動物用医薬品は、適正に使用されなければ畜水産食品中に残留し、人の健康を損なう恐れがあります。そのため、食品衛生法により残留基準が定められており、基準に適合しているかを検査しています。



2 放射性物質検査結果について

魚介類や野菜類の一般食品29検体及び牛乳2検体の計31検体の検査を実施。全て不検出(基準値以下)でした。



区分		基準値 (ベクレル/kg)	検体数	食品名	産地
一般食品	魚介類	100 Bq/kg 以下	12	サバ、ヒラメ、カツオ、ワラサ、シイラ、サケ、たら、マカジキ、チダイ、ヤリイカ、アナゴ	宮城県、福島県、岩手県、青森県
	野菜類		13	小松菜、ブロッコリー、大根、ほうれん草、キャベツ、ごぼう、レタス、みず菜、にら、ねぎ	茨城県、福島県、青森県、群馬県、岩手県、千葉県、栃木県、埼玉県
	きのこ類		2	エリンギ、しめじ	新潟県
	肉類		2	牛肉	青森県、千葉県
牛乳		50 Bq/kg 以下	2	牛乳	宮城県
合計			31	検査結果: 全て不検出 食品衛生法の 基準に適合	

食品の放射性物質の基準とは？

▷食品中の放射性物質に関する単位には、放射性物質が放射能を出す能力を表す Bq(ベクレル)と、放射線による人体影響を表す Sv(シーベルト)があります。基準値は、食品から追加的に受ける放射線量の総量が「年間 1mSv(ミリシーベルト)」を超えないよう設定されています。

▷食品の基準値(Bq/kg)は、食べる量と放射性物質の健康に与える影響を考慮し、乳幼児や妊婦も含めた**どの年齢の人にも配慮した基準**となっています。

50Bq/kg 以下!



令和4年度も県内に流通する食品の検査を引き続き実施してまいります。

●お問い合わせは…防災くらし安心部 食品安全衛生課 TEL 023 (630) 2677